

# 県剣道連盟伝達講習会（R6.4.27）の概要

## I コンプライアンスの徹底

- コンプライアンス～法令や社会的ルールを守ること
- 「スポーツ・インテグリティ」という言葉、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指す。スポーツをルールに従ってやり、それを確保するためにやるという高潔性が必要である。
- 剣道はプロはなく、ボランティア的な要素が強い。公平性に欠けることはあってはならずコンプライアンスが大事である。
- この春の学校剣道部のハラスメント事案の一連の報道で県連盟に対してこれに関する通報が寄せられている。明らかに暴力の事案であれば刑事責任（傷害・暴行）、民事責任（不法行為による損害賠償）を問われ剣道会全体に大きな影響がある。剣道指導時の言葉等による暴力（パワハラ）を内容とする通報・事案については、判断が非常に難しい。
- まずは、事実性の調査が必要である。この調査については、地域の事情に詳しい地域の連盟に調査をお願いしている。基本は地域で解決してほしい、県連は必要なアドバイスを行う。
- この調査で暴力・パワーハラスメントに該当するということであれば県連に報告のうえ、全剣連と連絡とってしかるべき処分となる。（全剣連による称号・段位剥奪、一定期間停止等、全剣連・都道府県連による会員資格除名、一定期間の停止等）
- 「全剣連の倫理に関するガイドライン」～「暴力・パワーハラスメントの絶対禁止」を指導者を始め会員への認識の徹底をお願いする。ボランティアだから多少のハラスメントは許容範囲という認識ではダメである。会員がまずは、このガイドラインがあること、その内容を理解して剣道を修練、指導することが大事である。

※早良区剣道連盟ホームページで「倫理に関するガイドライン」、日本スポーツ協会作成の「スポーツ現場におけるパワーハラスメント防止動画」を掲載しています。～必見！！

## II 「剣道の理念」理解の深化に向けて（差替え版）

- 「剣道の理念」～剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- 『剣の理法』とは、気剣体一致した打突を生み出すために心法・刀法・身法を一体としてはたらかせる理にかなった方法のことである。
- 全剣連のホームページに掲載している。『剣の理法』について全剣連の見解を明確に示すものである。

## III 指導法

- 竹刀稽古法～剣の理法の修練に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求
- 県道具を装着して「木刀による剣道基本稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導

## IV木刀による剣道基本稽古法 指導の要点

- 基本9指導上の留意事項 打ち落とし技「胴（右胴）打ち落とし面」の「掛り手」の動作について～「掛り手」は左足からやや左斜め方向を向く。まっすぐ振りかぶり刃筋正しく刃部で真下（下方）に打ち落とす。